

令和5年度

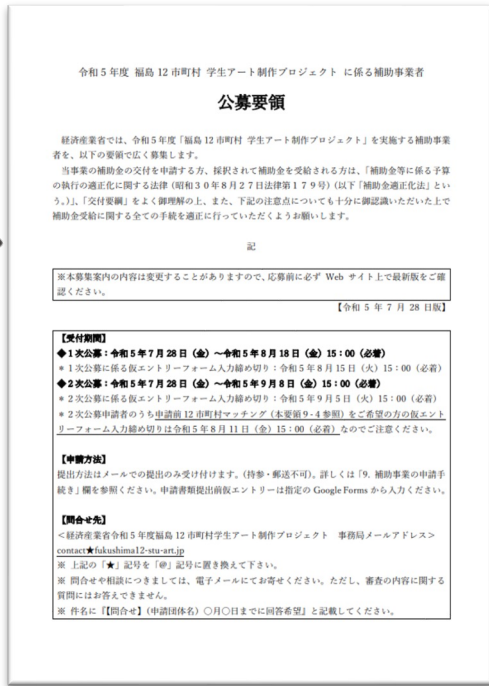
福島12市町村 学生アート制作プロジェクト 事業概要説明資料

◎ 本事業への申請を検討する皆様へ

本説明資料は「福島12市町村 学生アート制作プロジェクト」についての概要を説明した資料であり、申請・実施にあたっての全てを網羅したものではございません。申請にあたっては必ず「令和5年度 福島12市町村 学生アート制作プロジェクトに係る補助事業者 公募要領」を一読し、内容を理解した上で申請ください。

※公募要領は、本事業のウェブサイトよりダウンロードできます。

本事業ウェブサイト



目次

- 1. 事業概要**
- 2. 対象となる補助事業者**
- 3. 対象となる補助事業**
- 4. 補助金交付概要**
- 5. 補助事業の申請手続き**

令和5年度福島12市町村 学生アート制作プロジェクト
事業概要説明資料

1

事業概要

令和5年度福島12市町村 学生アート制作プロジェクト
事業概要説明資料

**「福島12市町村 学生アート制作プロジェクト」では、
「福島12市町村を中心にアート制作を行う学生プロジェクト」を
企画する学校・企業・及び任意団体への支援を行います。**

◎福島12市町村

福島12市町村：東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった地域の総称

(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)



https://www.meti.go.jp/earthquake/fukushima2020/index_2.html

本事業は、福島12市町村を中心とした福島県の新たな魅力創出に向け、映像・芸術文科系の学生による制作実習活動を行う事業にかかる費用の一部を助成することで、学生が地域に関与することによるコミュニティの活性化及び学生の継続的関与を通じた交流人口拡大を目的としています。

福島12市町村

×

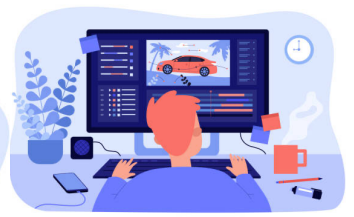
アート



短編映画



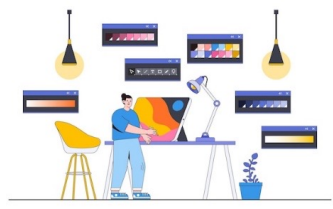
アニメーション



MV/PV



デジタルアート



絵画



※本事業における「アート作品」のジャンルや枠組みについては特に制限を設けません。他にも演劇やインスタレーション等の制作も可能です。

...etc



福島浜通り シネマプロジェクト

Fukushima Hamadoti Cinema Project 2022



Fukushima Hamadoti Cinema Project 2022

本事業の背景

経済産業省では昨年7月に、
映像・芸術文化を通じた
地域の新たな魅力創出を目的として
「福島浜通り映像・芸術文化プロジェクト」
を有志メンバーで発足しました。

今年度から活動をより本格化させ、
芸術家の滞在制作支援や、映画や音楽に関する
イベント開催などを予算事業として
新たに実施することに伴い、
これらの取組を組織的に推進するため、
「福島芸術文化推進室」が設置されました。

◎ 本事業の3つの特徴

1 アート制作にかかる費用最大1,000万円補助

本事業では、学生のアート制作にかかる費用を1団体あたり100万円～1,000万円補助します。
質の高いアート制作のための支出や、遠方からの交通費など幅広い補助対象費の中で、制作活動を支援します。

2 現地調整・プロジェクト推進のサポート

本事業では、福島12市町村で広いネットワークを持つ企業で構成される事務局チームで、申請時・事業実施中における現地でのネットワークづくりをサポートします。

(サポートの例)

- ◆申請時：12市町村マッチング会参加希望者に対して、現地ツアーのアテンドまたはオンラインでの現地関係者とのマッチングを実施予定
- ◆事業実施中：現地関係者への相談体制の構築

3 成果報告会の場の提供

本事業では、事業全体での「成果報告会」を実施し、作品のお披露目の場を提供いたします。
成果報告会は12市町村のいずれかの自治体で実施する予定です。
会場や報告の仕方につきましては、補助事業採択者が決まった後に、採択団体の制作するアートの表現形式に応じて検討しご案内いたします。

※実施時期が変わる場合も改めて採択団体に対しご案内いたします。

2

対象となる補助事業者

令和5年度福島12市町村 学生アート制作プロジェクト
事業概要説明資料

◎ 補助事業者の要件

本事業では、下記に当てはまる学校・企業および任意団体等を募集します。

事業期間中に、実際に
12市町村のうち1自治体以上を訪れ、
アート制作に直接または
間接的に関与する能力を有する
任意団体※1、もしくは法人※2



※1) 任意団体（ゼミやサークルも含む）

※2) 法人（企業、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利法人等）

◎補助事業者の要件

本事業では、下記に当てはまる学校・企業および任意団体等を募集します。

制作活動に関わる
学生の人数が2名以上見込める
国内外の任意団体・法人

<対象の例>

学校法人

ゼミ・
サークル

任意団体
・
企業

※本事業における「学生」の定義は、申請時点年齢が12歳以上の中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・大学等に所属する学生とします。

※アート制作主体の居住地や法人拠点は12市町村内を含めた日本国内の他、海外でも構いませんが日本国内に活動拠点（責任者住所、本店または支店）を持ち、国内金融機関口座を持っていることを条件とします。

◎ 補助事業者の除外要件

次のいずれかに該当する者は、補助事業者から除外します。

- ✓ 法人等(個人、法人又は団体をいう)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ✓ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ✓ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき。
- ✓ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ✓ 法人等が刑事告訴された結果、もしくは民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

3

対象となる補助事業

令和5年度福島12市町村 学生アート制作プロジェクト
事業概要説明資料

対象となるアート作品の例

※本事業における「アート作品」のジャンルや枠組みについては特に制限を設けません。他にも演劇やインスタレーション等の制作も可能です。

福島12市町村



×

アート

短編映画



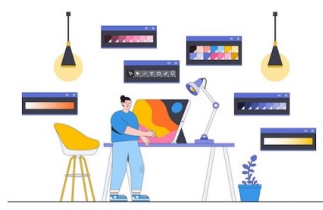
アニメーション



MV/PV



デジタルアート



絵画



...etc

◎申請枠

本事業では、下記（A~C）のいずれかの申請枠を選択いただき、申請ください。

A 学生制作枠

B 法人制作枠

C 法人企画募集枠

概要

法人格を持たない申請主体が自らアート制作に取り組む。

法人格を持つ申請主体が自らアート制作に取り組む。

法人格を持つ申請主体がアートに関連するコンテストやイベントを考案し、学生等の参加を募り、企画実施する。

申請主体例

例) 学生団体、サークル、ゼミ等で主体的な学生が集まり、アート制作を行う／学生と社会人を含む任意団体だが、法人格を持たないチームがアート制作を行う

例) 1 2 市町村内に拠点有する法人等が地域内外の学生を招聘し、学生をコーディネートする形でアート作品の制作を行う／制作会社がインターン学生2名以上を中心に社員がフォローしつつアート制作を行う／専門学校講師をしている社会人が自分の所属法人で申請し学生とともにアート制作を行う

例) 映像制作会社が1 2 市町村学生映像コンテストを開催し、制作された作品を県内外で上映する

補助額

100万円～300万円

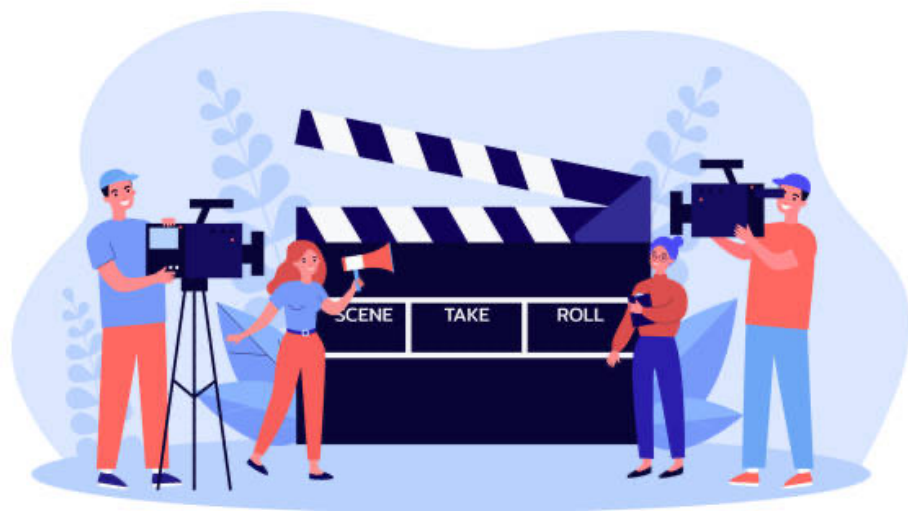
100万円～1,000万円

100万円～1,000万円

補助率

10/10

A 学生制作枠 の例



東京の芸術大生による 福島12市町村内自治体を 舞台にした短編映画制作

- 東京の芸術大学のゼミ生がチームを組み、福島12市町村内自治体内で「青春」を感じる場所や町民への取材を通して、町内の「青春」を切り取った20分の短編映画を制作。
- 制作にあたり、5回の取材を通して、現地住民の方を訪問したり、現地のロケ地を視察。1週間滞在して、撮影を行う。
- 制作した作品は、SNSを活用し多くの人に閲覧いただけるような環境を構築する。

B 法人制作枠 の例



仙台市の専門学校教員が 自らの学生と制作する 福島12市町村内自治体が 舞台の絵画制作

- 仙台市内のデザイン専門学校教員が授業の一環として、自身の受け持つ学生を対象に福島12市町村内自治体を舞台にした絵画制作ワークショップを実施。
- 制作にあたり、学生は1週間福島12市町村内自治体に滞在し、地域の事業者へのヒアリングや、場所の取材を行う。
- 制作した作品は、地域で展示会を行い、地域内外の方々に広く周知するほか、授業の評価対象として、優秀者を表彰、校内のHPに掲載を行う。

C 法人企画募集枠 の例



福島県内の広告会社が主催する福島12市町村内自治体を舞台にしたPR動画コンテスト

- 全国の高校生・大学生を福島12市町村内自治体に招待し、約1週間で「福島12市町村内自治体の自然」をテーマにしたPR動画の作成を行うプログラムを実施する。
- 地域事業者との交流機会や自治体内ツアーなどを開催し、参加者が地域への理解を深めることができるプログラムにする。
- 制作した作品は市民を招待の上、上映会を実施し、優秀作品を表彰する。
- また、地域外の多くの方々にも届くように、YouTubeや特設サイトで公開し、交流人口・関係人口増に貢献する。

◎申請枠

本事業では、下記（A～C）のいずれかの申請枠を選択いただき、申請ください。

A 学生制作枠

B 法人制作枠

C 法人企画募集枠

概要

法人格を持たない申請主体が自らアート制作に取り組む。

法人格を持つ申請主体が自らアート制作に取り組む。

法人格を持つ申請主体がアートに関連するコンテストやイベントを考案し、学生等の参加を募り、企画実施する。

申請主体例

例) 学生団体、サークル、ゼミ等で主体的な学生が集まり、アート制作を行う／学生と社会人を含む任意団体だが、法人格を持たないチームがアート制作を行う

例) 1 2 市町村内に拠点をもつ法人等が地域内外の学生を招聘し、学生をコーディネートする形でアート作品の制作を行う／制作会社がインターン学生2名以上を中心に社員がフォローしつつアート制作を行う／専門学校講師をしている社会人が自分の所属法人で申請し学生とともにアート制作を行う

例) 映像制作会社が1 2 市町村学生映像コンテストを開催し、制作された作品を県内外で上映する

補助額

100万円～300万円

100万円～1,000万円

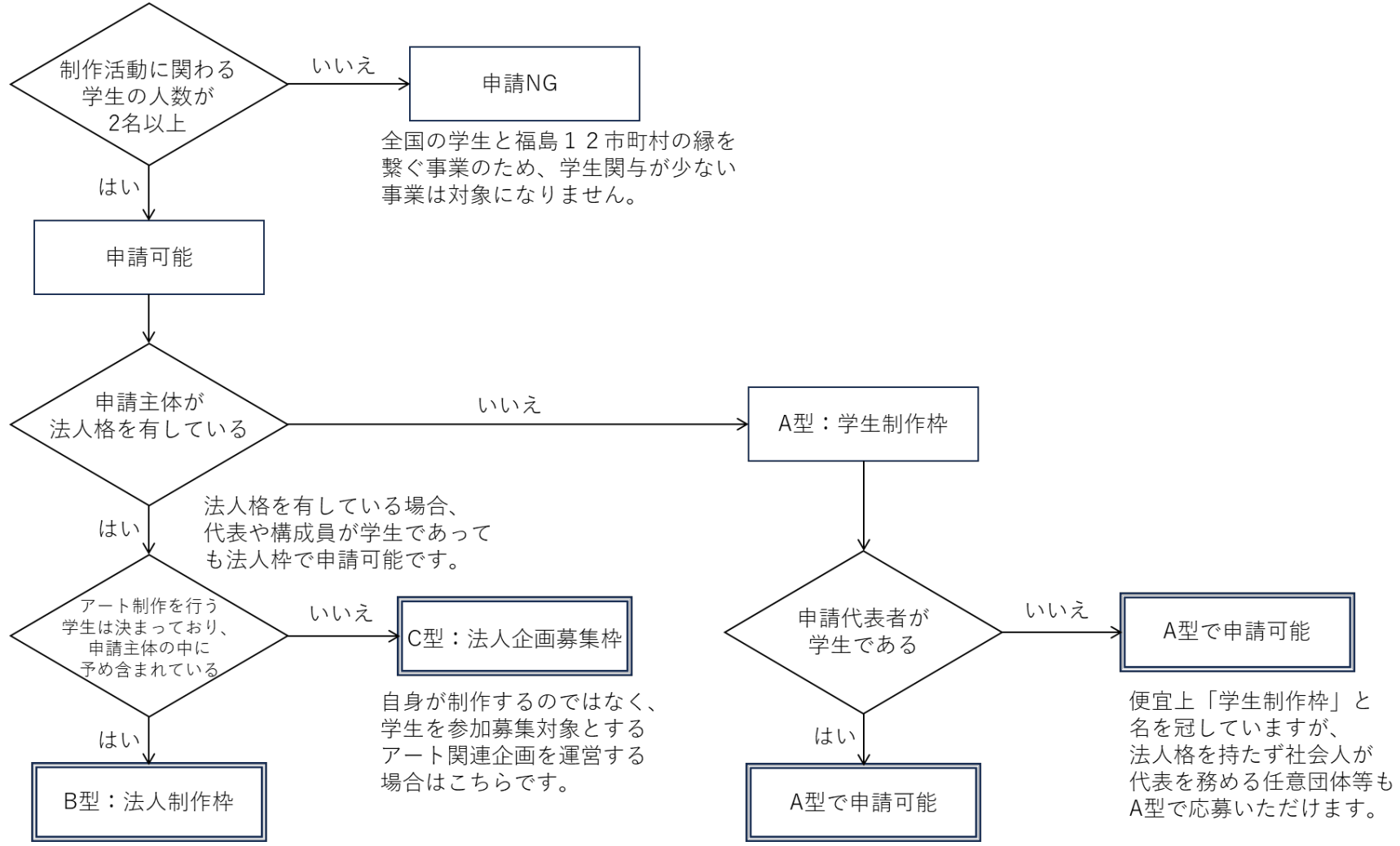
100万円～1,000万円

補助率

10/10

(参考)

ご自身がどの枠に当てはまるかは、公募要領「5-1 補助対象事業者の要件」内にあるフローチャートを参考にご確認ください。



◎ 審査基準

本事業では、申請者より提出いただいた申請書類の内容について、以下に定める審査基準を踏まえて事務局が作成する審査表に基づき、外部有識者等により構成される審査委員会において審査を行います。

項目	内容
(1) 審査内容に関して	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提出された申請書類等の内容に不備等がないか。 ✓ 「補助対象者」「補助対象事業」に定める要件を全て満たしているか。
(2) 実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務状況等は、適切な補助事業遂行に支障がないか。
(3) 目的・内容・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組の内容は、本事業の趣旨・目的に合致しているか。 ✓ 取組の内容は、取組の趣旨・目的と整合性があり、かつ具体的な内容となっているか。
(4) 効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組の実施による効果・成果は、具体的に示されているか。 ✓ 取組の効果・成果は、申請者だけでなく広く関係人口の増加に繋がるものか。 ✓ 取組に係る KPI の設定・検証方法等は、具体的かつ妥当であるか。
(5) 実施方法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組の実施方法や規模は、適正かつ実現可能なものか。 ✓ 取組の実施方法は、地方自治体や地域関係機関との連携、関連事業や他施策との連携等、地域ぐるみでの取組の実施によって、優れた効果を期待できるような創意工夫が見られるか。 ✓ 取組の実施スケジュールは、現実的・効率的・効果的に遂行可能なものか。
(6) 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業に要する経費は、事業の内容・効果・成果に対して適切か。過大でないか。

◎ 審査における加点要素

本事業では、以下（１）～（５）の内容に合致する取り組みについては、審査の上で加点評価を受けられる可能性があります。詳細は公募要領の「5-2 審査における加点要素」をご確認ください。

項目	内容
（１）制作体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家（アーティストやクリエイティブプロジェクトマネジメント経験者等）等の支援や助言のもと、独創的なアート制作が遂行できる体制となっていること。 ・ 学生のアート制作活動に対する十分なサポート体制が構築されているかどうかを加点対象とする。
（２）目的達成に対して効果的な取り組みであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ アート制作活動を通じて福島12市町村の交流人口・関係人口の拡大にどのように寄与するのか、具体的に計画されており、期待効果や目標が明確であること。
（３）自らの活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度よりアート制作や芸術関連活動を通じた地域活性に取り組み、今後も積極的な拡大や強化を図っていること。
（４）地方自治体や地域連携期間との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島12市町村において、申請者のアート制作活動上必要な資源（被写体、ロケ先、展示会場等）の調達をスムーズにする地域コーディネーター（ここでは所属を問わず、その地域をよく知りつなぎ役となってくれる個人または団体）の協力を事前に得られていること又は協力を得るための計画が十分に練られていること。
（５）制作場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰還困難区域が自治体区域内に存在する富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び南相馬市小高区における活動が予定されていること。

4

補助金交付概要

令和5年度福島12市町村 学生アート制作プロジェクト
事業概要説明資料

◎補助金交付概要

補助率・補助額

定額補助（10/10）／1件あたり100万円～1,000万円

（A型：100～300万円／B・C型：100～1,000万円）

補助対象期間

交付決定日～2024年2月16日（金）まで

※上記の期間外で発生した経費に関しては補助対象外となりますので、ご注意ください。

支払いの確定方法

補助事業の終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づいて事務局が調査を行い、支払額を確定します。

※全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、実績に満たない場合は、返金のご対応が必要な場合があります。

支払い時期

以下のうちいずれか早い日

①令和6年3月22日（金）②補助金支払い金額確定月の翌月末日

※必要であると認められる経費については、概算払い（途中精算）も相談に応じますので、必ず事前に事務局に相談してください。

補助金支給にかかる一切は経済産業省の定める規則およびマニュアルに則って実施いたします。

補助事業事務処理マニュアル：https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual.pdf

◎補助対象経費（1/2）

区分	内容	
事業費	★人件費 ※B型とC型（法人申請）のみ対象	事業計画に位置付けた事業に従事する者の人件費のうち、当該事業を行うために必要となる工程に係る作業時間に対する人件費 ※原則として、健保等級単価計算による算定とします
	★委託・外注費 ※B型とC型（法人申請）のみ対象	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。） 例）システム構成、ウェブサイト構築、外部委託費（専門会社等への依頼等）
	★補助員人件費 ※B型とC型（法人申請）のみ対象	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	◎運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
	◎会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 （会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	◎謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、アート制作協力等に対する謝金等）
	◎消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費

◎補助対象経費（2/2）

区分	内容	
事業費	◎原材料・備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、アート制作に必要な経費
	◎旅費交通費*	本事業遂行のために居住地と福島12市町村を往復する交通費。および現地滞在における交通費、宿泊費。
	◎借料および損料	事業を行うために必要な機械器具のリース・レンタルに要する経費。 ※レンタカー代等も含む。
	◎印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	その他事業を行うために必要と認められる経費	事業計画に位置付けた事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

5

補助事業の申請手続き

令和5年度福島12市町村 学生アート制作プロジェクト
事業概要説明資料

◎ 申請～採択までの流れ

※公募要領に記載の通りです。

■ 該当期間 ★ 各種締切日

令和5年	7月		8月				9月			
	24日週	31日週	7日週	14日週	21日週	28日週	4日週	11日週	18日週	25日週
公募説明会	<p>8月3日（木）18：00 までに、公募説明会参加申込フォームに必要事項を入力の上送信</p> <p>★</p> <p>説明会実施（1）：8月4日（金）12：00～13：00 説明会実施（2）：8月4日（金）18：30～19：30</p>									
1次公募	<p>1次公募期間：7月28日（金）～8月18日（金）</p> <p>★ 1次公募締切：8月18日（金）15：00</p> <p>★ 1次公募仮エントリー締切：8月15日（火）15：00</p> <p>★ 審査 採択通知 交付申請・交付決定</p> <p>※提出書類不備や内容調整次第で補助事業者毎に決定時期が異なる可能性あり。</p> <p>交付決定先から順次補助事業開始</p>									
2次公募 申請前12市町村マッチング有りの場合（希望者のみ）	<p>2次公募期間：7月28日（金）～9月8日（金）</p> <p>★ 申請前12市町村マッチング参加エントリー締切：8月11日（金）15：00 ※2次公募仮エントリーを兼ねる</p> <p>★ 審査 採択通知 交付申請・交付決定</p> <p>2次公募締切：9月8日（金）15：00</p> <p>オンライン個別ヒアリング会：8月14日（月）～8月18日（金）</p> <p>12市町村マッチングツアーまたは12市町村オンラインマッチング会：8月21日（月）～8月27日（日）</p> <p>交付決定先から順次補助事業開始</p>									
2次公募 申請前12市町村マッチング無しの場合	<p>2次公募期間：7月28日（金）～9月8日（金）</p> <p>★ 審査 採択通知 交付申請・交付決定</p> <p>2次公募締切：9月8日（金）15：00</p> <p>★ 2次公募仮エントリー締切：9月5日（火）15：00</p> <p>交付決定先から順次補助事業開始</p>									

◎ 仮エントリーについて

本事業の申請には、事前に仮エントリーフォームの受付が必要です。以下の URL または QR コードから仮エントリーフォームに遷移し、ご入力ください。フォームの送信後、登録したメールアドレスにすぐに自動返信が送られますが、受信できない場合は事務局メールアドレスまでお問合せください。

仮エントリーの締切日は公募毎に異なるとともに、申請前 12 市町村マッチング会（公募要領 9 - 4 参照）への参加を希望される場合は 8 月 11 日（金）までに仮エントリーが必要になります。御注意ください。

- ① 申請前 12 市町村マッチング会参加希望者の仮エントリー締切：8月11日（金）15:00
- ② 一次公募仮エントリー締切：8月15日（火）15:00
- ③ 二次公募仮エントリー締切：9月5日（火）15:00

<仮エントリーフォーム>

<https://forms.gle/Un5Jz7gLRnoFoHMg6>

※一次、二次ともにこちらのフォームから仮エントリーください。

※こちらは申請前 12 市町村マッチング会参加申込フォームも兼ねています。

※一次公募で不採択だった場合でも、二次公募に申請可能です。その場合は再度仮エントリーフォームの入力もお願いします。



◎公募期間（申請前12市町村マッチング会に参加を希望する場合）

本事業への申請を検討されている方々と12市町村に在籍・在住している団体や個人とのつながりの場をコーディネートする機会を設けます。

方法は（A）12市町村マッチングツアー（12市町村現地日帰りツアー）（B）12市町村オンラインマッチング会（オンライン会議形式）の2種類をご用意しています。（A）（B）どちらの場合も事前のヒアリングシート記入と個別ヒアリング会（オンライン会議形式）を実施した上で、内容を決定します。

12市町村マッチング会に参加した上で2次公募時申請する場合

仮エントリー締め切り	2023年8月11日（金） 15:00（必着）
申請締め切り	2023年9月8日（金） 15:00（必着）
申請前12市町村マッチング	任意で参加可能 8/21（月）～8/27（日）の間での実施を想定
採択結果通知時期	9月中旬を予定
対象者	申請前12市町村マッチングを希望する または申請準備期間を長くとりたい

※下記の通り、マッチング会に参加する場合、8/18(金)の一次公募締切には間に合いませんのでご承知おきください。

日	月	火	水	木	金	土
		8/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
					★マッチング会参加希望者 仮エントリー締め切	
13	14	15	16	17	18	19
	← マッチング会に向けたヒアリング期間 →					
20	21	22	23	24	25	26
	← マッチング会実施期間（オンラインまたは現地ツアー） →					
27	28	29	30	31	9/1	2
→						
3	4	5	6	7	8	9
					★申請締切	

◎公募期間（申請前12市町村マッチング会に参加しない場合）

今回の公募では、申請者の皆さんの状況に応じて、第1回・第2回の2つの締め切りを設けています。
すでに現地事業者の方々と繋がっていてマッチングサポートを希望されない場合は、第1回のスケジュールに合わせて申請することで、事業を早く開始することが可能です。マッチングを希望される場合は、第2回のスケジュールで申請ください。

	1次公募	2次公募
仮エントリー 締め切り	2023年8月15日（火） 15:00（必着）	2023年9月5日（火） 15:00（必着）
申請締め切り	2023年8月18日（金） 15:00（必着）	2023年9月8日（金） 15:00（必着）
申請前12市町村 マッチング	参加しない	参加しない
採択結果通知 時期	8月末を予定	9月中旬を予定
対象者	申請前12市町村マッチングを希望しない および事業開始を早めたい	申請準備期間を長くとりたい

◎申請前 1 2 市町村マッチング会の実施

(A) 12市町村マッチングツアー

(B) 12市町村オンラインマッチング会

開催日時	2023年8月21日（月）～8月27日（日）の 期間中に 半日程度	2023年8月21日（月）～8月27日（日）の 期間中に 1時間～2時間程度
開催方法	事務局がコーディネートした 12市町村現地日帰りツアー	オンライン会議形式によるマッチング会 （※使用ツールはTeamsを想定）
詳細要件	<ul style="list-style-type: none"> 1団体あたり最大2名まで参加可能。 最大6団体まで受入可能。（先着順。7番手以降はオンラインマッチング会へ案内予定。） ツアー中は同行する事務局スタッフの指示に従うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 1団体あたりの参加人数は特に定めない オンラインマッチング会中は進行役の事務局スタッフの指示に従うこと。
交通費補助	あり（1名あたり最大往復3万円）※1	なし
宿泊費補助	あり（1名あたり最大1泊7,000円）※2	なし

※1) ツアー参加上必要と認められる場合に、申請者の出発地（自宅または事務所のうち12市町村集合場所に近い場所）から12市町村現地までに限る。支給にあたっては当該費用を証明する領収書等の証憑の提出を必須要件とする。

※2) ツアー参加上必要と認められる場合に、申請者の前泊分のみに限る。支給にあたっては当該費用を証明する領収書等の証憑の提出を必須要件とする。なお、前泊必要有無の基準については、当日出席する場合に出発地を午前7時より前に出発する必要がある方のみを対象とする。

◎ 申請書類

各様式名の [事業者名] の [] 内を変更してご提出ください。

内容	形式	対象者	
①様式1_補助事業申請書 [事業者名]	ウェブサイトより、様式をダウンロードして作成ください。	Excel (様式あり)	全申請者
②様式2_実施体制確認書 [事業者名]	ウェブサイトより、様式をダウンロードして作成ください。	Word (様式あり)	全申請者
③様式3-1_事業計画書 [事業者名]	ウェブサイトより、様式をダウンロードして作成ください。	Excel (様式あり)	全申請者
④2023-08-03更新版_様式3-2_別添積算内訳書 [事業者名]	ウェブサイトより、様式をダウンロードして作成ください。 ※2023/08/03付で様式を更新しておりますのでご注意ください。	Excel (様式あり)	全申請者
⑤直近3年間の収支決算書	※総会資料等でも可 ※設立後1年未満の企業等、上記書類が存在しない場合は、決算書（作成されている場合）のほかに事業計画書及び収支予算書を提出することで代替可	PDF (任意様式)	B型またはC型の法人格を持つ全申請者
⑥様式4_委託外注費の割合が50%超える理由書 [事業者名]	ウェブサイトより、様式をダウンロードして作成ください。	Excel (様式あり)	該当する場合のみ (B型またはC型の法人格を持つ申請者のうち)
⑦申請事業者の事業概要が確認できるパンフレット・定款等	—	任意様式	任意 (B型またはC型の法人格を持つ申請者のうち)
⑧非課税や免税事業者であることを証明する書類の写し	—	任意様式	該当する場合のみ (B型またはC型の法人格を持つ申請者のうち)

◎申請書類

申請書類④

2023-08-03更新版_様式3-2_別添積算内訳書【事業者名】 の変更に関して

条件付き採択（減額採択）の可能性を踏まえ、減額の場合の積算内訳書も作成できるよう、シートを追加しました。

【1_別添積算内訳書(100%規模)】シートについて：**作成必須**
書類内の案内に従って作成ください。

【2_別添積算内訳書(減額採択の場合の最低限必要経費)】シートについて：**作成任意**

- ◆ 応募多数につき、より多くの交流人口の確保を目的に、「条件付き採択」という形で1件あたりの事業規模及び必要経費の縮小を求める可能性があります。その場合に備えて、申請段階で、事業規模を縮小した場合の必要経費積算も併せてご提出ください。
- ◆ 作成にあたっては、当初希望金額（100%規模）少なくとも70%以下まで縮小ください。
- ◆ 作成は任意です。【2_別添積算内訳書(減額採択の場合の最低限必要経費)】シートの作成有無は審査上の加点等には関係ございません。
- ◆ シートの下部に、「3. 条件付き採択の場合の目標設定」欄を加えています。100%規模での採択の場合と比較し、目標設定に変更が生じる際には記載ください。"

46	3. 条件付き採択の場合の目標設定 ※満額採択の場合と比較し、目標設定に変更が生じる際には記載ください。	
47	本事業のゴール	下記の項目を参考にして、目標設定ください。 ※制作枠（A型とB型）：制作内容と制作点数 ※企画募集枠（C型）：イベント実施規模と回数 ※情報発信媒体と件数
48	アウトカム目標 (活動指標)	下記の項目を参考にして、本事業で生み出す交流人口数、関係人口数等を記載ください。 ※成果報告会実施時の参集人数（交流人口）：補助事業者合同の成果報告会は事務局主催予定ですが、別途実施していただいても構いません。 ※C型のイベント参加者数等も含む（交流人口） ※制作活動に関わる学生のほか、大人も含む（関係人口）
49	アウトカム目標 (成果指標)	

◎ 申請方法

提出先

以下のアドレスにメールに書類データを添付して提出。

contact@fukushima12-stu-art.jp

※件名は必ず「【公募申請】（申請団体名）経済産業省令和5年度福島12市町村学生アート制作プロジェクト」としてください。

※3MB以上のファイルを送る際は、ファイル共有サービスを活用するか、メールを複数回に分けてください。

※本事業の申請には、事前に仮エントリーフォームの受付が必要です。

提出にあたってのルール

1. 様式3-1 事業計画書は、原則として、A4用紙20ページを上限とします。
2. 申請書類のファイル名は、原則、「書類番号（①～⑧と様式名）_申請書類名【事業者名】」という記載に統一するものとします。

◎ 申請書類作成にあたってのそのほか留意事項

- ✓ 提出された申請書類等は、本事業の採択審査等以外の目的には使用しません。
- ✓ **提出された申請書類等は返却しません。**
- ✓ 機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ✓ **申請書類等の作成費は補助対象経費に含まれません。**また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ✓ 申請書類に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、**予算額内で実現可能な内容のみ記載してください。**
- ✓ 採択後に事務局との協議を経た上で、最終的な事業計画書の承認を行います。採択状況や交付決定までの期間によっては、**申請書類に記載した事業内容(事業スケジュール、支出計画等)に変更が必要となる可能性があります**ので、ご注意ください。
- ✓ 申請書類に記載された内容に基づいて審査を行うため、採択後であっても、**申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる可能性があります。**

◎詳しくはこちらをご確認ください

本事業ウェブサイト

公募案内

申請方法

申請する場合は仮エントリーを行ったのち、
 以下で定めた公募要領を確認の上、各種書類を締切までにご提出ください。
 書類は下記よりダウンロードください。

仮エントリーはこちら →

資料一覧

公募要領 PDF <small>2023/7/28更新</small>	応募書類 zip <small>2023/7/28更新</small>
交付規程 PDF <small>2023/7/28更新</small>	補助事業事務処理マニュアル PDF <small>→</small>

ダウンロード時、ブラウザによっては警告が表示される場合があります。
 その際は別のブラウザでお試ください。

公募要領

令和5年度 福島12市町村 学生アート制作プロジェクトに係る補助事業者

公募要領

経済産業省では、令和5年度「福島12市町村 学生アート制作プロジェクト」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。
 当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要領」をよく御理解の上、また、下記の注意点についても十分に御認識いただいた上で補助金交付に関する全ての手続を適正に行ってくださいようお願いいたします。

記

※本募集案内の内容は変更することがありますので、応募前に必ずWebサイト上で最新版をご確認ください。
【令和5年7月28日版】

【受付期間】

- ◆1次公募：令和5年7月28日（金）～令和5年8月18日（金）15:00（必着）
- ※1次公募に係る仮エントリーフォーム入力締め切り：令和5年8月15日（火）15:00（必着）
- ◆2次公募：令和5年7月28日（金）～令和5年9月8日（金）15:00（必着）
- ※2次公募に係る仮エントリーフォーム入力締め切り：令和5年9月5日（火）15:00（必着）
- ※2次公募申請書のうち申請前12市町村マッチング（本要領9-4参照）をご希望の方の仮エントリーフォーム入力締め切りは令和5年8月11日（金）15:00（必着）までご注意ください。

【申請方法】

提出方法はメールでの提出のみ受け付けます。（持参・郵送不可）。詳しくは「9. 補助事業の申請手続き」欄を参照ください。申請書提出前仮エントリーは指定のGoogle Formsから入力ください。

【問合せ先】

<経済産業省令和5年度福島12市町村学生アート制作プロジェクト 事務局メールアドレス>
 contact★fukushima12-stu-art.jp

※ 上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。
 ※ 問合せや相談につきましては、電子メールにてお寄せください。ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。
 ※ 件名に【問合せ】（申請団体名）○月○日までに回答希望と記載してください。

交付規程

令和5年度福島12市町村学生アート制作プロジェクトに係る補助事業者

交付規程

令和5年7月28日
 福島12市町村学生アート制作プロジェクト事務局
 株式会社Wasshoi Lab

（通則）

令和5年度福島12市町村学生アート制作プロジェクトに係る補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする民間事業者等（以下「補助事業者」という。）に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「施行令」という。）、令和5年度 福島12市町村 学生アート制作プロジェクトに係る補助金交付要領（以下「交付要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第1条 補助金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、田代町、広野町、楳町、飯沼町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、喜望峯町及び飯館町（以下「12市町村」という。）を中心とした福島県の新たな魅力創出に向け、映像・芸術文化系の学生による制作活動を行う事業（以下「関係補助事業」という。）に係る費用の一部を助成することで、学生が地域に関与することによるコミュニティの活性化及び学生の継続的関与を通じた交流人口拡大を目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第2条 株式会社Wasshoi Lab（以下「事務局」という。）は、関係補助事業に係る費用に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が、その費用負担を軽減するための当該費用の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）等に関する経費を補助する。補助事業者が行う補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「協力団体の関係する契約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び上限率は、別表1および別表2のとおりとする。

◎お問合せ

【公募内容・申請に関するお問合せ先】

お問合せは、メールにて受け付けております。

<経済産業省令和 5 年度福島 12 市町村学生アート制作プロジェクト 事務局メールアドレス>
contact★fukushima12-stu-art.jp

※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

※件名に『【問合せ】（申請団体名）○月○日までに回答希望』と記載してください。

※問合せ対応は平日 9:00～18:00 となります。

※時間外にいただいたメールは、翌営業日以降の対応となりますのでご了承ください。

※公募受付期間中は、問合せが集中しますので、余裕を持ったご連絡をお願いいたします。

◎ 本事業への申請を検討する皆様へ

本説明資料は「福島12市町村 学生アート制作プロジェクト」についての概要を説明した資料であり、申請・実施にあたっての全てを網羅したものではございません。申請にあたっては必ず「令和5年度 福島12市町村 学生アート制作プロジェクトに係る補助事業者 公募要領」を一読し、内容を理解した上で申請ください。

※公募要領は、本事業のウェブサイトよりダウンロードできます。

本事業ウェブサイト

